

中ノ森山風力合同会社「(仮称)中ノ森山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年7月10日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)中ノ森山風力発電事業環境影響評価方法書について、中ノ森山風力合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県双葉郡葛尾村及び浪江町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月 1日
環境大臣意見受理	令和 元年10月15日
経済産業大臣意見発出	令和 元年10月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月14日
住民意見の概要等受理	令和 2年 3月16日
福島県知事意見受理	令和 2年 6月 3日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月10日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

中ノ森山風力合同会社「(仮称)中ノ森山風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域内に存在する湿地環境及び湿地環境周辺の動植物の調査を十分に実施すること。
2. 両生類及び昆虫類の調査について、早春季の調査を追加すること。
3. 生態系の上位性注目種については、生息状況等を踏まえ、オオタカを追加するなど適切に選定を行うこと。
4. 生態系の典型性注目種については、鳥類を追加するなど適切に選定を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)